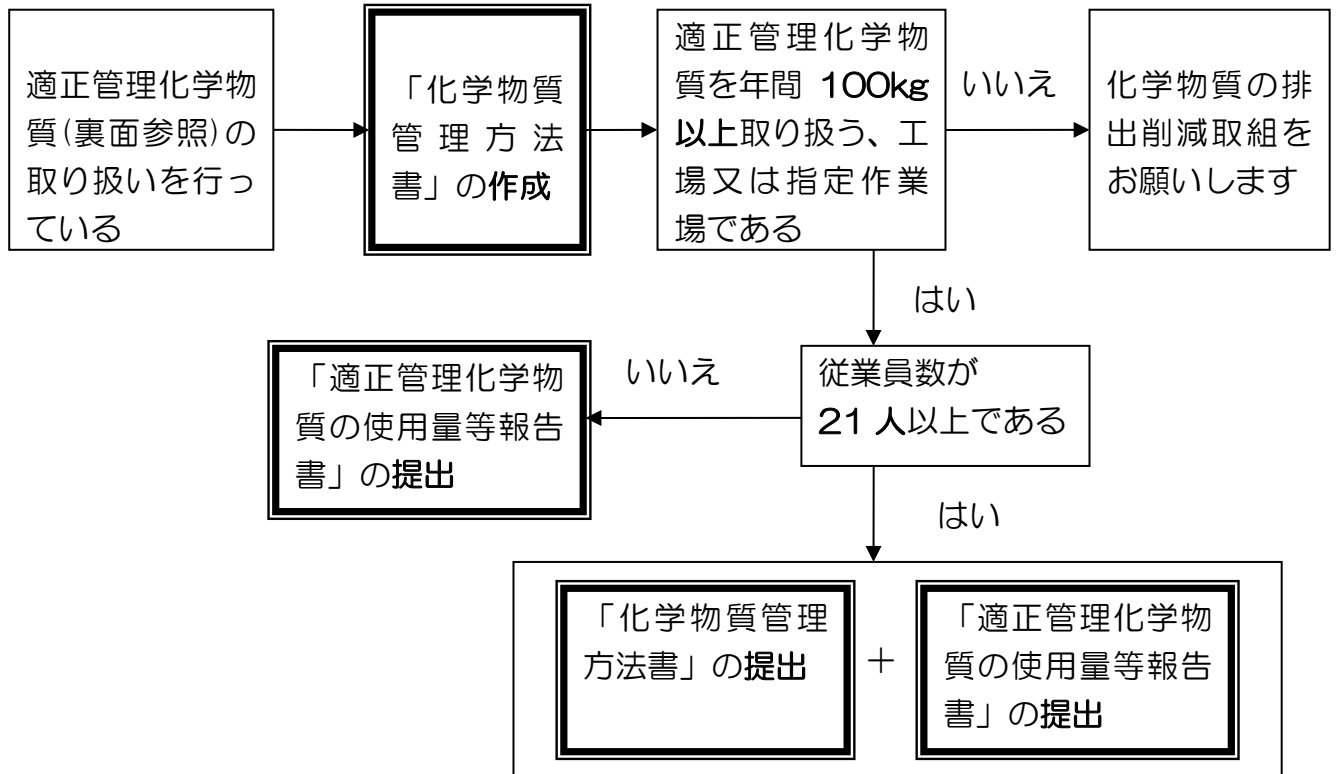


化学物質適正管理のご案内

適正管理化学物質（59物質）を取り扱う事業者は、「化学物質管理方法書の作成・提出」「適正管理化学物質の使用量等報告書」の提出が義務付けられております。

※「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成13年10月1日施行）



「適正管理化学物質の使用量等報告書」は、前年度（前年4月から当該年の3月まで）の使用量を、4月～6月末日までに、正・副2部作成して提出ください。

確認後、副本を返却いたしますので、返信用の封筒を同封してください。

提出された使用量の報告等は、東京都環境局により、都内事業者の業種ごとにまとめられ、化学物質の環境への排出削減等の状況として公表されます。



報告書提出先・問い合わせ先

世田谷区環境政策部環境保全課

〒158-0094

世田谷区玉川1-20-1

電話 03-6432-7137

FAX 03-6432-7981

適正管理化学物質



| | | | | | | | |
|----|---------------|----|------------------------------|----|----------------|----|-----------------|
| 1 | アクロレイン | 16 | 酢酸エチル | 31 | スチレン | 46 | ピリジン |
| 2 | アセトン | 17 | 酢酸ブチル | 32 | セレン及びその化合物 | 47 | フェノール |
| 3 | イソアミルアルコール | 18 | 酢酸メチル | 33 | チウラム | 48 | ふっ化水素及びその水溶性塩 |
| 4 | イソプロピルアルコール | 19 | 酸化エチレン | 34 | チオベンカルブ | 49 | ヘキサン |
| 5 | エチレン | 20 | シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物） | 35 | テトラクロロエチレン | 50 | ベンゼン |
| 6 | 塩化スルホン酸 | 21 | 四塩化炭素 | 36 | 1,1,1-トリクロロエタン | 51 | ホルムアルデヒド |
| 7 | 塩化ビニルモノマー | 22 | 1,2-ジクロロエタン | 37 | 1,1,2-トリクロロエタン | 52 | マンガン及びその化合物 |
| 8 | 塩酸 | 23 | 1,1-ジクロロエチレン | 38 | トリクロロエチレン | 53 | メタノール |
| 9 | 塩素 | 24 | 1,2-ジクロロエチレン | 39 | トルエン | 54 | メチルイソブチルケトン |
| 10 | カドミウム及びその化合物 | 25 | 1,3-ジクロロプロペン | 40 | 鉛及びその化合物 | 55 | メチルエチルケトン |
| 11 | キシレン | 26 | ジクロロメタン | 41 | ニッケル | 56 | 有機リン化合物（EPNに限る） |
| 12 | クロム及び三価クロム化合物 | 27 | シマジン | 42 | ニッケル化合物 | 57 | 硫酸 |
| 13 | 六価クロム化合物 | 28 | 臭素化合物（臭化メチルに限る） | 43 | 二硫化炭素 | 58 | ほう素及びその化合物 |
| 14 | クロルピクリン | 29 | 硝酸 | 44 | 砒素及びその無機化合物 | 59 | 1,4-ジオキサン |
| 15 | クロロホルム | 30 | 水銀及びその化合物 | 45 | PCB | ・ | ・・・・・・・・ |

PRTR法の第一種指定化学物質（462物質）を年間1 t以上取り扱っている事業所は、条例の使用量報告とは別に、排出量・移動量の届出が必要です。